第４４回神戸まつり　おまつり屋台村出店申し込み案内

「第４４回神戸まつり」において、主に飲食店で構成する「おまつり屋台村」を東遊園地に展開します。つきましては、より多くの市民および来場者のみなさんに神戸まつりらしいグルメを楽しんでいただけるよう、下記の要領に基づいて多彩な飲食店を募集します。

記

出店日時　：　平成２６年５月１７日（土)、１８日（日）両日とも１１時～１７時
出店場所　：　神戸市中央区　東遊園地内東側エリア　※申し込み書２頁の図面参照
申込資格　：　兵庫県内に現住所または店舗等営業所を有すること。
　　当日の営業補助者全員の現住所が兵庫県内にあること。
　　神戸まつりにふさわしい出店品目であること。
　　但し、１社（者）１出店とする。
募集期間　：　３月１７日（月）～３月２８日（金）　※最終日までに事務局必着
　　出店の可否と出店場所は後日抽選により決定。
出店抽選会：　４月１１日（金）　午前１１時～午後４時
　　神戸海洋博物館ホール　神戸市中央区波止場町２－２
　　※神戸海洋博物館の東側入り口からお入りください。
募集店舗　：　８０店舗（予定）
出店料　　：　７万円（税込み）　※１日のみの参加不可
付帯設備　：　出店料に含まれるもの
　　・ 店舗用テント　１間×１．５間（D1800×W2700）　重し付
　　・ 防風幕（営業面開口）
　　・ 店舗サイン　１枚（H300×W2700）
　　・ 電気コンセント　１KW
　　・ 消火器１個（未使用時要返却）
　　・ 主催者が定める保険料を含みます
　　上記以外の備品が必要な場合、事務局にご相談ください（有料)。
申込方法　：　申込用紙に必要事項を記入の上、事務局まで郵便または持参にて提出。
　　申込用紙は神戸まつり HP またはラジオ関西 HP からダウンロード。

事務局　　：　〒６５０－８５８０　神戸市中央区東川崎町１－５－７
　　ラジオ関西プロダクツ内「おまつり屋台村事務局」
　　０７８－３６２－７７２２（平日９：３０～１７：３０）

以上

第４４回神戸まつり　おまつり屋台村出店募集要項

神戸まつりにご来場されるすべてのお客様および近隣住民の皆さまにご満足いただけるよう、安全･衛生管理を徹底し、モラルあるサービスを心がけてください。出店条件や規約を逸脱する行為が見受けられた場合は、会期中であっても即時退店・閉店いただく場合があります。

●出店商品に関して

①出店品目のかたよりをなくすため、事務局にて定めたカテゴリーごとの募集とします。

例：「粉もの」（焼きそば、たこ焼き等)、「惣菜」（から揚げ、ポテト等)、
「エスニック」（カレー、ケバブ等)、「菓子」（たいやき、りんごあめ等)。
カテゴリーについては申込書を参照してください。また表記にない品目のカテゴリーは事務局で判断させていただきます。

②近年、食品産地等の偽装が大きな社会問題となっています。産地・商標・出店品目の呼称等が適切であるか、事務局で確認をとらせていただく場合があります。また、キャラクター商品の取り扱いについても十分にご注意ください。
例：「アンパンマンは公式に認められた綿菓子の袋以外不可」など。

③カテゴリー①番～④番のみアルコール類の販売を認めます。購入者の年齢確認など法令を遵守して販売してください。ソフトドリンクはいずれの出店者も販売可能です。

④事務局の判断により出店商品の変更を指示する場合があります。また、販売価格については出店者の任意としますが、安価な価格設定を心がけてください。

⑤一部飲食店以外のアトラクションも含みます。

●出店申し込みに関して

①飲食出店の場合、取扱いが出来る食品は、レトルト食品、乾物類、缶ジュース等のような長期保存が可能な食品や、提供する直前にその場で加熱処理する食品に限られます。取り扱う商品や作業内容に関して事前に中央区健康福祉課管理係（TEL078-232-4411（代））に問い合わせをして、出店可能であることを確認の上、申し込みしてください。

②１７日（土)、１８日（日）両日とも営業してください。

③出店申し込みに必要な書類、出店料はすべて主催者が指定する期日までに提出してください。提出･納付が遅れた場合、出店を取り消します。

④申込者は出店抽選会に必ず来ること。応募多数の場合は、出店の可否を含めた出店区画について抽選により決定いたします。応募少数の場合は、出店区画について抽選により決定します。

⑤申込資格は兵庫県内に現住所または店舗等営業所を有し、当日の営業補助者全員の現住所が兵庫県内にあること。

●臨時営業開始届書の提出に関して

①臨時営業開始届書の提出は、おまつり屋台村事務局で一括して行います。

②出店者は食品衛生法等の関連法令を遵守してください。
③取扱ができない食品や作業内容の場合は出店できません。

●会場に関して
①搬入は１７日（土）の朝となります。詳細時間やルートなどは、後日、出店決定者にご連絡いたします。会場には車の進入口が１箇所しかなく、構造的にも出店ブース前まで車で乗り入れることはできません。東遊園地グラウンドエリアで速やかに荷物を下ろし、台車等での搬入をお願いします。また、当日の東遊園地は「中央区ふれあいカーニバル」の会場でもあり、混雑が予想されます。警備員および事務局の指示に従ってください。
搬出は１８日（日）１８時からです。
②会期中、会場周辺では交通規制が行われます。また事務局で駐車場は用意できませんので、荷下ろし後は速やかに会場の外へ車両を移動してください。搬入･搬出時以外の車両の乗り入れは一切できません。
③搬入搬出は事務局が発行する進入許可証を発行した車両のみ、東遊園地グラウンド部分まで進入できます。但し２トン車と上限とします。進入許可証の発行は１出店者につき１枚です。
④会場内の車両の運行速度は時速１０キロ以下。急発進、急旋回等厳禁。
⑤会場内での接触事故等に関して、主催者および事務局は一切の責任を負いません。
⑥公園内の水道施設は、原則使用できません。給水時にのみ開放しますが、調理品の洗浄、調理での使用は厳禁です。また、調理・飲食等で発生した汚水を公園内のトイレ・側溝などへの処分は厳禁です。汚水は必ずポリタンク等で持ち帰ること。
⑦会場の美観を保つため、テント上に掲出する看板は事務局が用意する店舗サインのみとします

●出店者の責任および原状回復に関して
①購入者の苦情等については出店者自らの責任と費用で対応すること。
②出店者は食品衛生法及び関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように細心の注意を払うこと。
③万一、事故等が発生した場合、速やかに事務局に報告し、出店者の責任と費用を以って対応すること。
④主催者、事務局、公園管理事務所、警察、消防、保健所等の指導があった場合は速やかに従うこと。
⑤商品管理は各自で行い、盗難、紛失、火災、気象災害などに対して主催者と事務局はその損害を一切補償しません。
⑥公園内の植栽、排水溝等に一切のごみを廃棄しない。
⑦出店者は会場施設を汚さないよう十分に注意し、出店テント周辺に油汚れ等が生じないよう、ブルーシートとダンボールで十分に養生すること。養生には養生テープを使用すること。また、共有スペースの清掃について協力すること。
⑧神戸まつり終了後は出店スペースの原状を回復し、汚れた場合は責任を持って清掃すること。また、出店に伴う設営部材・レンタル機材等すべて原状どおり返却すること。

●出店料および営業補償について

①荒天、周辺での火災、開催を妨害する行為など主催者の責めに帰さない事由により開催中止または短縮になった場合、出店料は返金いたしません。また出店に伴う損害の補償もいたしません。

②会場レイアウトの変更や雨天による来場者の減少など、いかなる理由であっても営業に関する補償は一切いたしません。また営業物品その他の買取なども一切いたしません。

③禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や事務局の指導に従わない場合、会期中であっても退店・閉店していただきますが、出店料の返金、営業の補償は一切いたしません。

●暴力団排除に関して

①神戸市における暴力団排除の推進に関する条例を遵守すること。

それに伴って出店者には誓約書と出店者本人および営業補助者全員の運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）の鮮明に読み取れるコピーの提出をお願いしますので、あらかじめご了承ください。

また、警察の指導により出店をお断りする可能性もあります。

②自己または自社の役員、従業員、関係者等が次のいずれにも該当しないこと。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員

・暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

・自社・自宅等を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

・暴力団員が出店経緯に実質的に関与している者

・自己、自社またはその関係者が暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者

・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

・暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

③出店事務局以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに出店事務局ならびに警察に届け出ること。

●ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

①ガスコンロ等を使用する場合は万一のことを考え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取り扱い方法を習熟しておくこと。

②ガスホースはガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。

③プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないように固定すること。また、火気とは十分に離して管理すること。

④カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板やなべ等を使用したり、２台以上並べて使用するとガスボンベが高温となり内圧が上昇して爆発火災になる危険性があります。使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取扱いをすること。

⑤テント内にて使用する器機は、防火防炎材を使用すること。

●その他禁止事項と及び注意事項

①周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とする。
②拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とする。
③のぼりの使用は禁止とする。また、店舗名サインは必ず見えるようにすること。
④広告・宣伝・料金等の表示や看板の掲出等は出店事務局が指定した範囲内で行うこと。
⑤主催者が準備するテント等の設備を撤去して営業することは禁止する。
⑥喫煙は禁止する。
⑦炭の使用は禁止する。ポン菓子、ポン栗など調理に伴い爆発音の出るものの使用は禁止する。
⑧主催者が準備するテント内のみを利用し、販売すること。テント外及びテント周辺の植栽スペースを利用することは禁止する。
⑨会場には出店スペース以外でストックスペースはありません。出店スペース以外での資材等の保管は禁止する。
⑩神戸まつり協賛企業との関係で、一部商品の販売を禁止する場合があります。
⑪発電機の持込は禁止します。付帯設備以上の電力を必要とする場合は別途有料にてお申し込みください。
⑫当選した出店権利を第三者に貸与･転売することはできません。
⑬出店の具体的な位置については抽選結果に従い、その占有方法の解釈について事務局の指示を受けた場合は従うこと。
⑭特異な事故・トラブルがあった場合は、許可期間内であっても主催者及び事務局からの閉店の指示に従うこと。
⑮樹木や公園施設をいためたり、芝生・植栽内にゴミや汚水等の散布により施設を汚すようなことは厳禁です。仮にそのような行為があった場合、原状復旧を行うこと。
⑯公園管理事務所の資材は一切使用できません。
⑰店を閉め、又は撤去したときはゴミを完全に取り除き付近を清掃すること。
⑱ゴミの減量につとめること。

●出店までのスケジュール

１：各自にて申込資格の確認及び出店予定品目を中央区健康福祉課管理係 TEL078-232-4411（代）へ確認

↓

２：申し込み

期間　　平成２６年３月１７日（月）～３月２８日（金）　最終日事務局必着

提出書類　●第４４回神戸まつり　おまつり屋台村　出店申込書

●申込者本人の写真付身分証明書

（運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）の鮮明に読み取れるコピー）

提出先　　〒６５０－８５８０　神戸市中央区東川崎町１－５－７

ラジオ関西プロダクツ内　「おまつり屋台村事務局」

問合せ　　０７８－３６２－７７２２　平日９：３０～１７：３０

↓

３：出店抽選会

日時　　４月１１日（金）　午前１１時～午後４時

場所　　神戸海洋博物館ホール　神戸市中央区波止場町２－２

※神戸海洋博物館の東側入り口からお入りください。

※ 申込者は上記時間内に必ず来ること。

※ 応募多数の場合は、出店の可否を含めた出店区画について抽選により決定いたします。応募少数の場合は、出店区画について抽選により決定します。

※ 代理人の場合は次ページの「代理権限証明書」に記入・捺印し、持参してください。また、代理人の本人確認のため、運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）をご用意ください。

※ 出店決定者にのみ会場で出店料の振込先と出店申請書等をお渡しします。

↓

４：出店料入金締め切り　４月１８日（金）

出店料　７万円（税込み）　振込手数料はご負担ください。

※ 期日までに入金確認できない場合は出店を取り消します。

※ 一度ご入金いただいた出店料はいかなる場合も返金いたしません。

↓

５：出店申請書提出締め切り　４月２５日（金）事務局必着

提出書類　抽選会場で当選者にお渡しする「出店申請書」、「誓約書」、「調理（製造）又は販売品目及び営業責任者表」

当日の営業補助者全員の運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）の鮮明に読み取れるコピー。

※　期日までに提出されない場合は出店を取り消します。

↓

６：出店許可証、車両進入許可証、出店マニュアル送付

入金と書類提出が確認できた出店者に順次発送します。５月初旬予定。

※　出店申込者の住所に送付します。

↓

７：５月１７日（土）ふれあい中央カーニバル「おまつり屋台村」出店

５月１８日（日）神戸まつりメインフェスティバル「おまつり屋台村」出店

平成２６年　　月　　日

おまつり屋台村事務局　　御中

代理権限証明書

私は、第４４回神戸まつり　おまつり屋台村の東遊園地会場における出店申し込み並びに出店場所の抽選手続きについて、下記の者に委任します。

委任にあたり、抽選の結果落選となっても異議を唱えないことを約束致します。

＜申込者＞

会社名（個人申込の場合不要）　　社印

申込者　住所

申込者　氏名　　印

申込者　生年月日

申込者　携帯電話番号

私は、第４４回神戸まつり　おまつり屋台村の出店場所の抽選手続きについて、上記の者より受任しました。

受任にあたり、申込者から「出店募集要項」の説明を受け、その内容を確認しています。そのうえで出店事務局の指示に従うことを約束致します。

＜代理人＞

住　　所

氏　　名　　印

電話番号

※代理人の運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）をご用意ください。

第44回神戸まつり　おまつり屋台村　出店申込書

平成26年　　3月　　日

おまつり屋台村事務局　御中

私は神戸まつりの趣旨に賛同し、募集要項を熟読･理解したうえで出店を申し込みます。

会社名（個人申込の場合不要）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿社印

会社住所（個人申込の場合不要）

申込者氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

申込者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者生年月日　昭･平　　年　　月　　日

申込者携帯電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者本人の運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）の鮮明なコピーを添付してください

営業日時　平成26年　5月17日（土）　および18日（日）　11:00～17:00　厳守すること
出店場所　神戸市中央区　東遊園地内東側エリア

出店カテゴリー①	粉もの	たこ焼き　やきそば　お好み焼き　はし巻き　焼きうどん　キャベツ焼き　明石焼き　イカ焼き（卵）　そばめし　など
出店カテゴリー②	惣菜	フランクフルト　から揚げ　フライドポテト　イカ焼き（姿）　牛串　焼き鳥　ホットドッグ　肉巻き　つぼ焼き　とうもろこし　など
出店カテゴリー③	エスニック	カレー　ケバブ　餃子　シュウマイ　シュラスコ　ピザ　中華まん　ハンバーガー　パスタ　など
出店カテゴリー④	麺類	ラーメン　うどん　そば　にゅうめん　など
出店カテゴリー⑤	菓子	カステラ　たい焼き　りんごあめ　わたがし　チョコバナナ　クレープ　五平餅　玉子せんべい　カキ氷　アイスクリーム　など
出店カテゴリー⑥	アトラクション	ヨーヨーすくい　ぷにょ玉すくい　金魚すくい　くじ引き　スマートボール　など

上記カテゴリー①～⑥をそれぞれ10～15社程度募集します。ただし応募が少ないカテゴリーがあった場合、その他のカテゴリーを増枠することもあります。
上記に該当しない飲食品目は基本的に「惣菜」で申請してください。
臨時営業で取扱いのできない食品等がありますので、必ず事前に中央区健康福祉課管理係（TEL078-232-4411（代））に確認してください。

出店を希望するカテゴリー ①～⑥の番号を1つだけ記入	選択したカテゴリーの中で実施する品目2つまで記入	
番号		

カテゴリー①～④のみ上記2品目以外にアルコール類の販売可能

店舗サイン（1行10文字以内）	

東　遊　園　地　（北）

施　設　平　面　図　　S＝1：300

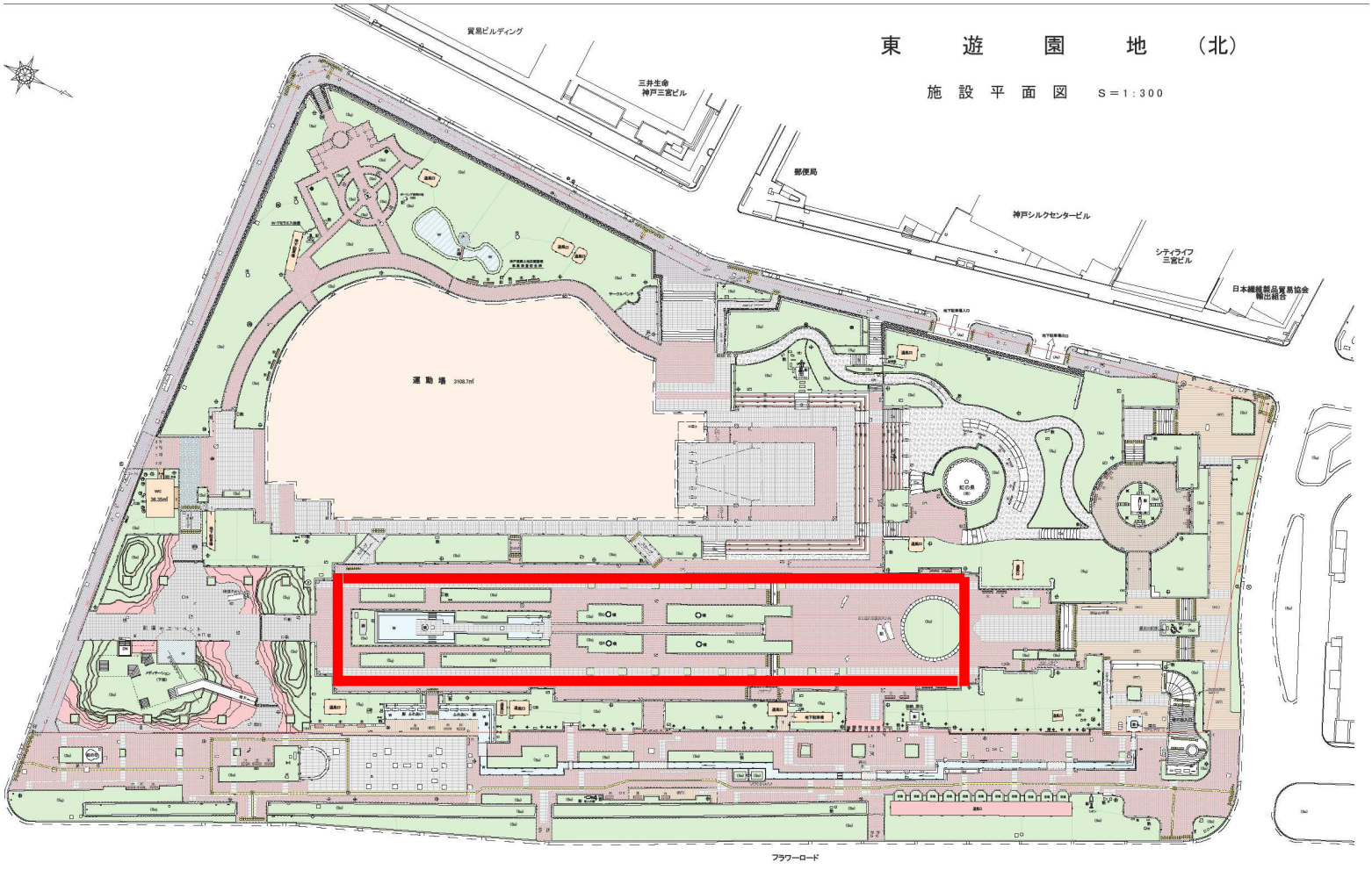

記入例

第44回神戸まつり　おまつり屋台村　出店申込書

記入してください

平成26年　3月　日

おまつり屋台村事務局　御中

私は神戸まつりの趣旨に賛同し、募集要項を熟読･理解したうえで出店を申し込みます。

記入してください

会社名（個人申込の場合不要）信長秀吉㈱　社印

会社住所（個人申込の場合不要）神戸市中央区東川崎町1-5-7

押印してください

申込者氏名（ふりがな）　御着官兵衛　印

申込者住所　姫路市豊沢町78

申込者生年月日　昭・平　37年　5月　20日

申込者携帯電話番号　090-0000-0000

コピーを添付してください

申込者本人の運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）の鮮明なコピーを添付してください

営業日時	平成26年　5月17日（土）　および18日（日）　11:00～17:00　厳守すること
出店場所	神戸市中央区　東遊園地内東側エリア

出店カテゴリー①	粉もの	たこ焼き　やきそば　お好み焼き　はし巻き　焼きうどん　キャベツ焼き　明石焼き　イカ焼き（卵）　そばめし　など
出店カテゴリー②	惣菜	フランクフルト　から揚げ　フライドポテト　イカ焼き（姿）　牛串　焼き鳥　ホットドッグ　肉巻き　つぼ焼き　とうもろこし　など
出店カテゴリー③	エスニック	カレー　ケバブ　餃子　シュウマイ　シュラスコ　ピザ　中華まん　ハンバーガー　パスタ　など
出店カテゴリー④	麺類	ラーメン　うどん　そば　にゅうめん　など
出店カテゴリー⑤	菓子	カステラ　たい焼き　りんごあめ　わたがし　チョコバナナ　クレープ　五平餅　玉子せんべい　カキ氷　アイスクリーム　など
出店カテゴリー⑥	アトラクション	ヨーヨーすくい　ぷにょ玉すくい　金魚すくい　くじ引き　スマートボール　など

上記カテゴリー①～⑥をそれぞれ10～15社程度募集します。ただし応募が少ないカテゴリーがあった場合、その他のカテゴリーを増枠することもあります。
上記に該当しない飲食品目は基本的に「惣菜」で申請してください。
臨時営業で取扱いのできない食品等がありますので、必ず事前に中央区健康福祉課管理係（TEL078-232-4411（代））に確認してください。

出店を希望するカテゴリー ①～⑥の番号を1つだけ記入		選択したカテゴリーの中で実施する品目2つまで記入	
番号	②	からあげ	フライドポテト

記入してください

カテゴリー①～④のみ上記2品目以外にアルコール類の販売可能

記入してください

店舗サイン（1行10文字以内）	おいしい信長の唐揚